

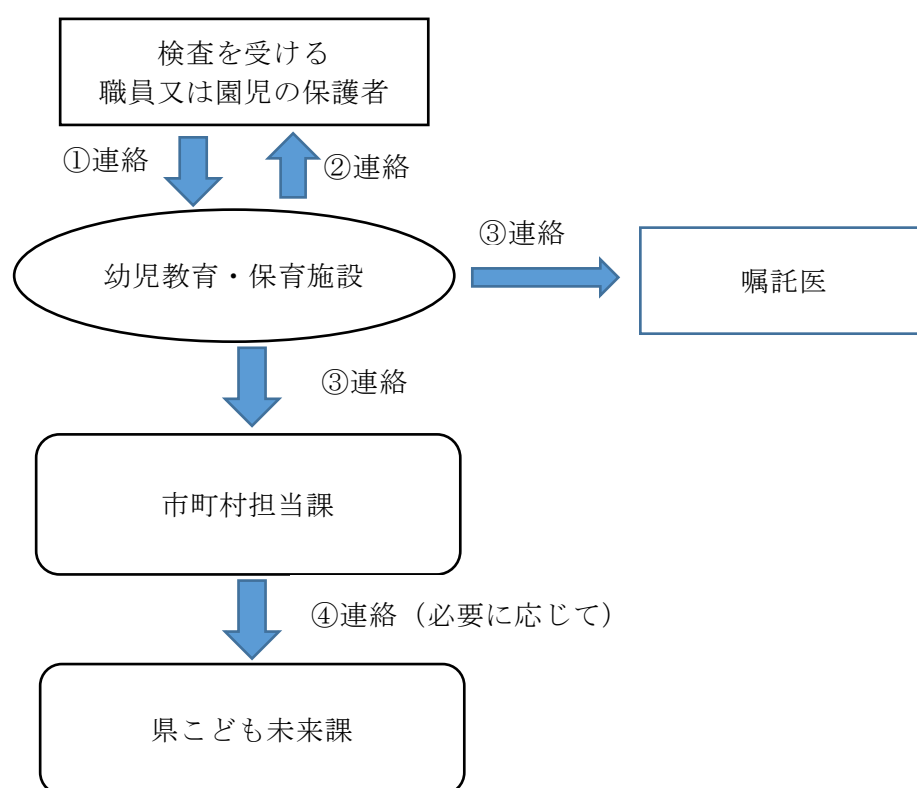
新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査の

対応フロー図

R2. 12. 18

- 「幼児教育・保育施設」とは、保育所・認定こども園・私立幼稚園・地域型保育事業・認可外保育施設を指す。
- 私立幼稚園（幼稚園型認定こども園含む）及び認可外保育施設（大分市に所在する施設を除く）の場合は、「市町村担当課」ではなく、直接「県こども未来課」に連絡してください。

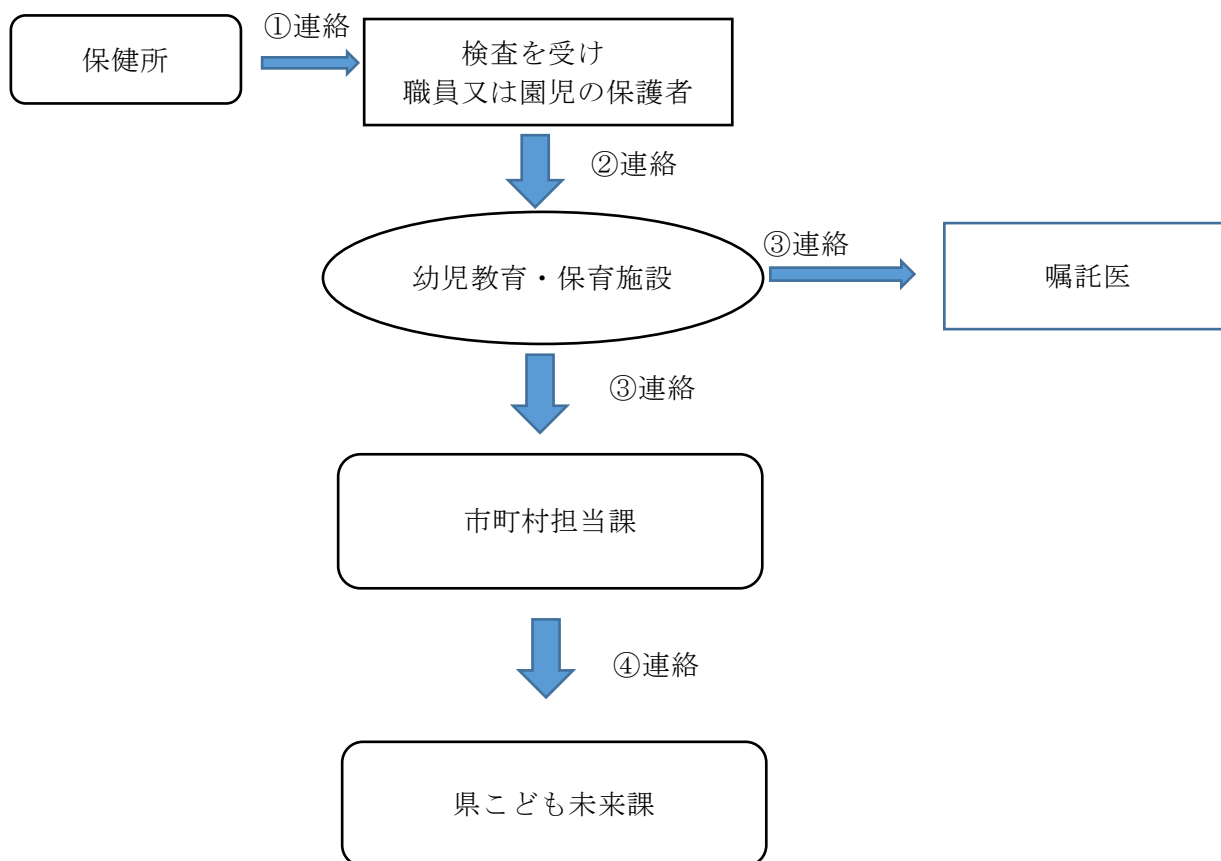
1. 職員・園児がPCR検査を受ける場合



※PCR検査を受けることが分かった時点（職員・園児が濃厚接触者に特定された又は同居家族の陽性が判明した段階）で保育所等に連絡を入れてもらうよう職員・保護者に事前に周知すること

- ① PCR検査を受けることとなった職員又は園児の保護者は、その旨を施設へ連絡する。
- ② 施設は連絡を受けたら、検査を受けることとなった経緯や検査結果が判明する日時、保健所とのやりとり等を確認し、少なくとも、結果が判明するまで出勤・登園を控えるよう指示する（発熱等の症状が続けば同様）。
- ③ 施設は、市町村担当課及び嘱託医に状況を報告し、必要な指示を受ける。
- ④ 市町村は、必要に応じて（検査を受ける人が、濃厚接触者である場合など）、県こども未来課（097-506-2709）へ報告する。

2. 職員・園児のPCR検査の結果が「陰性」の場合



- ① 保健所（又は医療機関）は、PCR検査の結果を、検査を受けた職員又は園児の保護者に連絡する。
- ② 職員又は園児の保護者は、検査結果を施設へ連絡する。
- ③ 施設は、市町村担当課へ検査結果を連絡する（併せて、嘱託医へ連絡する）。
- ④ 市町村担当課は、検査結果を県こども未来課（097-506-2709）へ連絡する。

【検査結果「陰性」後の対応】

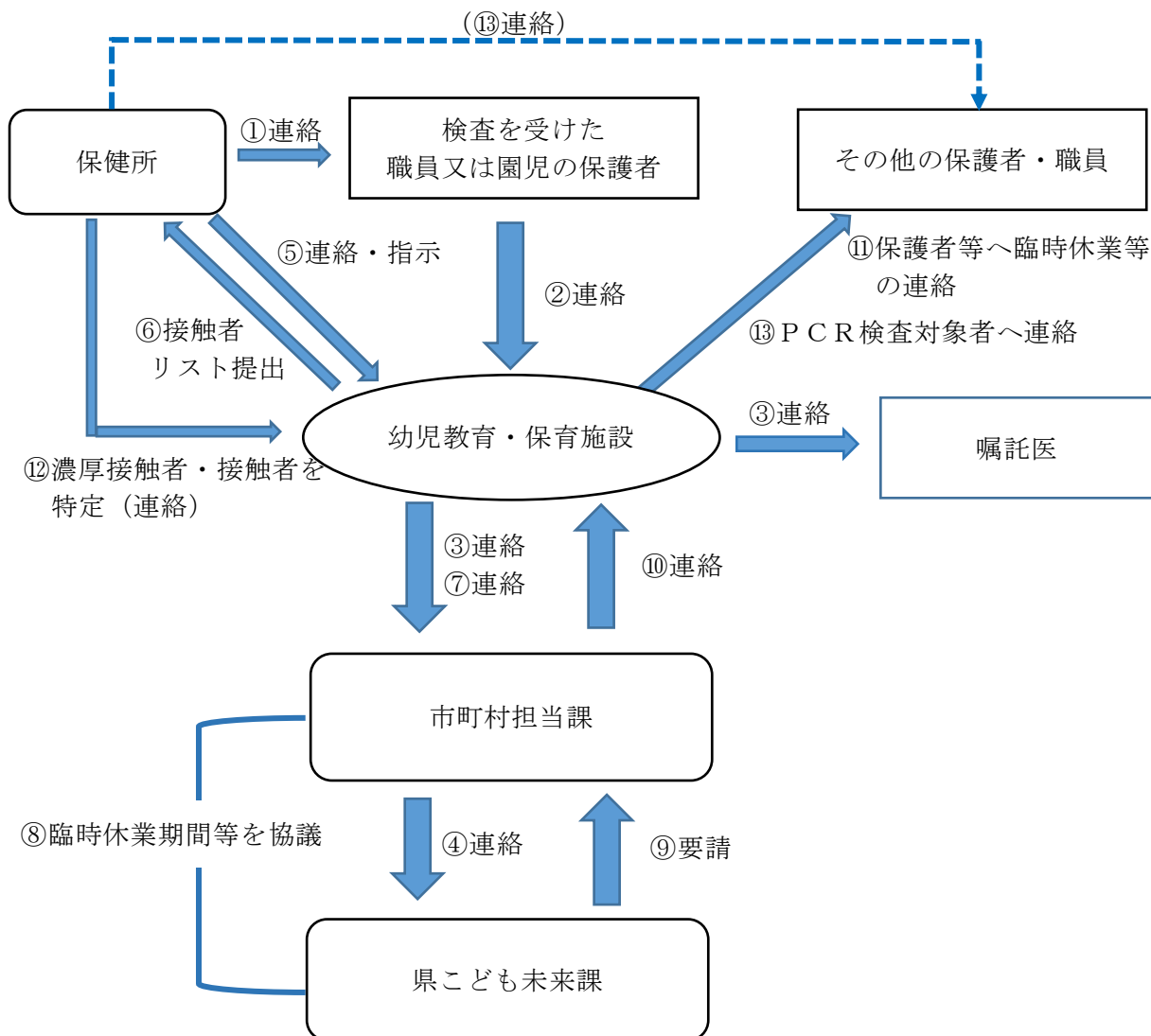
（1）濃厚接触者の場合

濃厚接触者として特定された職員又は園児は、保健所の指示により、感染者と最後に接触した日の翌日から起算して2週間の自宅待機となる。

（2）濃厚接触者以外の場合

濃厚接触者として特定されなかった職員又は園児は、感染者と最後に接触した日の翌日から起算して2週間は健康状態を確認する（行動制限はないため、出勤・登園は可能）。

3. 職員・園児のPCR検査の結果が「陽性」の場合



- ① 保健所（又は医療機関）は、PCR検査の結果を、検査を受けた職員又は園児の保護者に連絡する。
- ② 職員又は園児の保護者は、検査結果を施設へ連絡する。
- ③ 施設は、市町村担当課へ検査結果を連絡する（併せて、嘱託医へ連絡する）。
- ④ 市町村担当課は、検査結果を県子ども未来課（097-506-2709）へ連絡する。
- ⑤ 保健所は、施設に対し、陽性となった職員又は園児と接触のあった者のリストアップを指示する。
- ⑥ 施設は、接触のあった者のリストを保健所へ提出する。
- ⑦ 施設は、リストの内容について市町村担当課へ連絡する。
- ⑧ 県と市町村は、保健所が行う濃厚接触者の範囲の特定や検査・消毒を行うのに必要な日数等を踏まえ、臨時休業の期間を協議する。現在は、感染者が発生した後、1～3日の臨時休業を実施してから、再開する例が一般的であるが、接触者がいないなど、状況によっては臨時休業を行わない場合もあるため、県は、保健所から施設への情報を踏まえ、市町村と協議のうえ、臨時休業を要請すべきか判断する。

※保護者に翌日以降の臨時休業の連絡を早期に行う必要があり、濃厚接触者等の特定に時間を要する場合は、状況に応じて、濃厚接触者等が特定される前に臨時休業の期間(予定)等を決定するなど、臨機応変の対応が必要となる場合があるので、市町村と協議すること。

- ⑨ 県こども未来課は、市町村担当課へ臨時休業を要請する。
- ⑩ 市町村は、県からの要請を受け、施設と調整のうえ、臨時休業を判断する。
- ⑪ 保護者や職員に対し、感染者が発生したこと、及び臨時休業の期間等を連絡する。
- ⑫ 保健所がリストをもとに、濃厚接触者及び接触者を特定し、PCR検査について施設へ連絡する。
- ⑬ 施設（又は保健所）から、PCR検査の対象者に連絡し、検査を受けてもらう。検査場所は保健所の指示による。

【以降の保育所等の対応】

公表について

- ・施設は、感染者の発生及び臨時休業等に関して、施設のホームページ等に公表するかどうか、及び公表する場合の公表日時等について、市町村担当課（私立幼稚園及び認可外保育施設は県）と協議する。
- ・情報の公表にあたっては、感染者やその関係者などに不当な差別や偏見が生じないように、人権の擁護と個人情報の保護に最大限の配慮を行う。

臨時休業の期間について

- ・PCR検査の結果、複数の陽性者が確認されるなど、施設内で感染が広がっている可能性が高いと判断された場合は、市町村担当課等と協議し、臨時休業の期間を延長するなど必要な対応を行う。
※濃厚接触者の人数が多い場合は、PCR検査場所を施設で準備する場合も考えられるので、保健所の指示に従い対応すること。その場合、濃厚接触者で会場が混雑しないように時間や順番の調整を行うこと。

消毒作業等について

- ・施設の再開に向けての施設内の消毒作業や再開の準備については、PCR検査の対象でない職員が必要最小限の人数で行うことが望ましい。なお、消毒作業については、専門業者に委託することも可能である。
- ・臨時休業期間中は、必要最小限の職員以外は自宅待機として、その間のサービスについては特別休暇など就業規則に基づいた対応を行うこと。

保育再開について

- ・保育再開日に、確保できる職員が少なく提供できる保育を縮小する必要がある場合には、市町村担当課と協議する。